

ひとりの商人、無数の使命

第94回 定時株主総会 招集ご通知



伊藤忠商事株式会社

証券コード：8001

開催日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

ホテルニューオータニ大阪
2階宴会場「鳳凰」

議案

【会社提案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

【株主提案】

- 第5号議案 定款変更の件（自己株式の消却）
- 第6号議案 自己株式消却の件

目次

第94回 定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使等についてのご案内	4
株主総会参考書類（議案の内容）	6
事業報告	20
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	54
株主メモ	62



本招集ご通知は、スマートフォン・タブレット・パソコンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/8001/>



ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社は平成30年4月1日より経営体制を変更いたしました。
私、岡藤正広は、会長CEOとして引続き経営にあたり、当社グループの発展に尽力してまいります。
株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年5月

代表取締役会長CEO

岡藤正広



平成30年4月1日より社長COOに就任いたしました鈴木善久でございます。よろしくお願い申し上げます。
当社第94回定時株主総会を平成30年6月22日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び第94期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

平成30年5月

代表取締役社長COO

鈴木善久

株主各位

大阪市北区梅田3丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役社長COO 鈴木善久

第94回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、いずれの場合も、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**平成30年6月21日(木曜日)午後5時まで**に到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます。
(4ページから5ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」を併せてご参照ください。)

敬 具

記

1. 開催の日時	平成30年6月22日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 開催の場所	大阪市中央区城見1丁目4番1号 ホテルニューオータニ大阪 2階宴会場「鳳凰」
3. 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第94期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第94期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>【会社提案(第1号議案から第4号議案まで)】</p> <ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 定款の一部変更の件第3号議案 取締役8名選任の件第4号議案 監査役1名選任の件 <p>【株主提案(第5号議案から第6号議案まで)】</p> <ul style="list-style-type: none">第5号議案 定款変更の件(自己株式の消却)第6号議案 自己株式消却の件

※その他株主総会招集に関する事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第4号議案まで）については賛成の意思表示をされたものとして、株主提案（第5号議案から第6号議案まで）については反対の意思表示をされたものとして、それぞれ取扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等の両方で、またはインターネット等により複数回、議決権行使された場合は、後に到着したほうを有効なものとさせていただきます。
- (3) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主様ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

以上

- ◎本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。なお、法令及び定款第16条に基づき記載していない連結注記表、個別注記表、並びに参考情報である連結キャッシュ・フロー計算書、事業セグメント情報につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》

https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類(6ページ～19ページ)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

<株主総会開催日時>

平成30年6月22日
午前10時

郵送



各議案の賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

<行使期限>

平成30年6月21日
午後5時到着分まで

インターネット等



詳しくは、次ページをご覧ください。

<行使期限>

平成30年6月21日
午後5時入力分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内 (議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書
伊藤忠商事株式会社

議案	賛成	反対	棄権	その他
第1号議案	○	○	○	○
第2号議案	○	○	○	○
第3号議案	○	○	○	○
第4号議案	○	○	○	○
第5号議案	○	○	○	○
第6号議案	○	○	○	○

伊藤忠商事株式会社

第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第5・第6号議案は、株主さま(1名)からのご提案です。**当社取締役会は、これらの議案に反対しております。**詳細は、15ページ～16ページをご参照ください。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	賛成	反対	棄権	その他
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	賛成	反対	棄権	その他
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

インターネット等による議決権行使について

◎インターネットによる議決権行使に際しては、以下事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1 ご利用方法

- (1) 当社の指定する以下の議決権行使専用ウェブサイトへアクセスしてください。
[ウェブサイトアドレス] <https://www.web54.net>
- (2) 議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- (3) 上記パスワードを株主様のご任意のパスワードにご変更のうえ、画面の案内に沿ってご行使ください。
(本株主総会招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、同用紙のパスワード欄を「*****」で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。)

2 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
なお、同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3 パスワードのお取扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。お電話等によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望される場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。

4 システムに係る条件

- (1) インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金)等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (2) 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会等は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 平日 午前9時～午後5時)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類（議案の内容）

議案及び参考事項

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

○ 期末配当に関する事項

中期経営計画「Brand-new Deal 2017」の最終年度である2017年度（平成29年度）の株主配当金につきましては、「当社株主に帰属する当期純利益」が2,000億円/年までの部分に対しては連結配当性向20%、2,000億円/年を超える部分に対しては連結配当性向30%を中途に実施する配当方針に基づき、64円を下限保証する旨を期初に公表しております。第94期のキャッシュ・フローの状況等に鑑み、1株あたりの年間配当金（中間配当金32円を含む）は、下限保証を6円上回る70円とし、当期の期末配当金につきましては38円といたしたく存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき

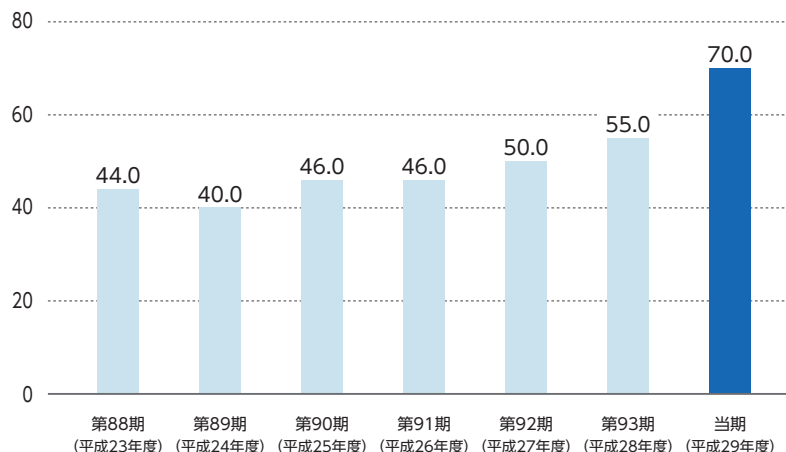
金38円

総額 58,994,979,784円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

配当金の推移(円)



第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営における柔軟性を確保するため、現行定款の第15条（株主総会の議長）を変更するものであります。
- (2) 現行の経営体制を踏まえ、その役位をより明確化するため、現行定款の第25条（執行役員および役付執行役員）第②項に、会長執行役員を追加するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（株主総会の議長）</p> <p>株主総会の議長は社長とする。ただし、社長に事故あるときは、<u>出席した他の代表取締役とし、代表取締役に事故あるときは、出席した他の取締役とする。</u></p>	<p>第15条（株主総会の議長）</p> <p>株主総会の議長は、<u>予め取締役会が定める取締役とする。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会が定めた順序により他の出席取締役とする。</u></p>
<p>第25条（執行役員および役付執行役員）</p> <p>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>	<p>第25条（執行役員および役付執行役員）</p> <p>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>会長執行役員</u>、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

平成30年3月31日付で取締役の岡本均氏が辞任されました。また、本株主総会終結の時をもって、取締役の岡藤正広、鈴木善久、小林文彦、鉢村剛、藤崎一郎、川北力、村木厚子、望月晴文の各氏、計8名の任期が満了いたします。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者8名のうち、3名を社外取締役候補者としております。


(当社の取締役候補者の選任の方針と手続及び社外取締役の独立性に関する判断基準は、17ページから18ページをご参照ください。)


番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	おか ふうじ まさひろ 岡 藤 正 広	再任 取締役会長 CEO	15/15回 (100%)
2	すずき よしひさ 鈴 木 善 久	再任 取締役社長 COO	15/15回 (100%)
3	よしだ ともふみ 吉 田 朋 史	新任 専務執行役員 住生活カンパニー プレジデント	-/-回 (-%)
4	こばやし ふみひこ 小 林 文 彦	再任 取締役 専務執行役員 CAO・CIO	15/15回 (100%)
5	はちむら つよし 鉢 村 剛	再任 取締役 専務執行役員 CFO	15/15回 (100%)
6	むらき あつこ 村 木 厚 子	再任 社外 独立 取締役	15/15回 (100%)
7	もちつき はるふみ 望 月 晴 文	再任 社外 独立 取締役	11/11回 (100%) (就任以降)
8	かわな まさとし 川 名 正 敏	新任 社外 独立 -	-/-回 (-%)

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>1 再任</p>	 <p>おか ふし まさ ひろ 岡 藤 正 広 (昭和24年12月12日生)</p> <p>取締役会出席回数 15/15回 (100%)</p> <p>所有する当社の株式数 171,295株</p>	<p>昭和49年 4月 当社入社 平成14年 6月 当社執行役員 平成16年 4月 当社常務執行役員 平成16年 6月 当社常務取締役 平成18年 4月 当社専務取締役 平成21年 4月 当社取締役副社長 平成22年 4月 当社取締役社長 平成30年 4月 当社取締役会長 CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日清食品ホールディングス(株) 社外取締役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に繊維関連事業に従事し、繊維カンパニープレジデントを経て、平成22年4月に当社の代表取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップにより企業価値を向上させています。平成30年4月に当社会長CEOに就任し、当社トップとしての実績と総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。</p>
<p>2 再任</p>	 <p>すず き よし ひさ 鈴 木 善 久 (昭和30年6月21日生)</p> <p>取締役会出席回数 15/15回 (100%)</p> <p>所有する当社の株式数 50,584株</p>	<p>昭和54年 4月 当社入社 平成15年 6月 当社執行役員 平成18年 4月 当社常務執行役員 平成23年 4月 当社顧問 平成23年 6月 (株)ジャムコ代表取締役副社長 平成24年 6月 同社代表取締役社長 平成28年 4月 当社専務執行役員 情報・金融カンパニー プレジデント</p> <p>平成28年 6月 当社取締役 専務執行役員 平成30年 4月 当社取締役社長 COO (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に航空機関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社社長、(株)ジャムコの代表取締役社長を経て、平成28年4月からは情報・金融カンパニープレジデントとして、当社の情報・金融分野における業容拡大等に尽力しています。平成30年4月に当社社長COOに就任し、当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>3 新任</p>	 <p>よし だ とも ふみ 吉 田 朋 史 (昭和31年9月5日生)</p> <p>所有する当社の株式数 63,250株</p>	<p>昭和54年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社生活資材・化学品経営企画部長 (兼)生活資材・化学品カンパニー チーフインフォメーションオフィサー</p> <p>平成19年 4月 当社執行役員 生活資材部門長 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成24年 4月 当社住生活・情報カンパニー プレジデント 平成24年 6月 当社取締役 常務執行役員 平成26年 4月 当社取締役 専務執行役員 平成28年 4月 当社専務執行役員 (現任) 伊藤忠インターナショナル会社社長 (CEO) 平成30年 4月 当社住生活カンパニー プレジデント (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に生活資材関連事業に従事し、生活資材部門長、住生活・情報カンパニープレジデントを経て、伊藤忠インターナショナル会社社長として、伊藤忠の北米ブロック全体の経営及び事業活動を総括し、新規ビジネス開拓や業務改革を推進し、優れた経営手腕を発揮しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者となりました。</p>
<p>4 再任</p>	 <p>こ ばやし ふみ ひろ 小 林 文 彦 (昭和32年6月21日生)</p> <p>取締役会出席回数 15/15回 (100%)</p> <p>所有する当社の株式数 76,180株</p>	<p>昭和55年 4月 当社入社 平成22年 4月 当社執行役員 平成25年 4月 当社常務執行役員 平成27年 4月 当社CAO 平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員 平成29年 4月 当社取締役 専務執行役員 (現任) 平成30年 4月 当社CAO・CIO (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に人事関連業務に従事し、人事・総務部長を経て、平成27年4月からはCAOとして、当社の人事政策の立案・遂行やコンプライアンス体制の構築・運用等に尽力しています。平成30年4月に当社CAO・CIOに就任し、当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>5 再任</p>	 <p>はちむら つよし 鉢村剛 (昭和32年7月6日生)</p> <p>取締役会出席回数 15/15回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 63,300株</p>	<p>平成3年10月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員 CFO(現任) 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 平成30年4月 当社取締役 専務執行役員(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に金属関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社CAO、当社財務部長を経て、平成27年4月からはCFOとして、当社の財務戦略及び経営管理・リスクマネジメント、並びに内部統制の整備・運用等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。</p>
<p>6 再任 社外 独立</p>	 <p>むら き あつ こ 村木厚子 (昭和30年12月28日生)</p> <p>取締役会出席回数 15/15回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 1,100株</p>	<p>昭和53年4月 労働省入省 平成17年10月 厚生労働省大臣官房政策評価審議官 平成18年9月 同省大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭担当) 平成20年7月 同省雇用均等・児童家庭局長 平成22年9月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 平成24年9月 厚生労働省社会・援護局長 平成25年7月 厚生労働事務次官 平成27年10月 厚生労働省退官 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 平成29年4月 津田塾大学客員教授(現任) 平成29年6月 SOMP Oホールディングス(株)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) SOMP Oホールディングス(株) 社外監査役 住友化学(株) 社外取締役(就任予定)</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>村木厚子氏は、厚生労働省(及び旧労働省)における長年の経験を通して培われた働く環境の整備、人材の育成、社会保障等に関する高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。これまで当社の社外取締役及び他社の社外監査役以外に会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>村木厚子氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって2年です。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>7</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>もちづき はる ぶみ 望月晴文 (昭和24年7月26日生)</p> <p>取締役会出席回数(就任以降) 11/11回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 1,000株</p>	<p>昭和48年4月 通商産業省入省 平成10年7月 同省大臣官房審議官(経済構造改革担当) 平成13年1月 原子力安全・保安院次長 平成14年7月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 平成15年7月 中小企業庁長官 平成18年7月 資源エネルギー庁長官 平成20年7月 経済産業事務次官 平成22年7月 経済産業省退官 平成22年8月 内閣官房参与(平成23年9月退任) 平成24年6月 (株)日立製作所社外取締役(現任) 平成25年6月 東京中小企業投資育成(株)代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社社外監査役 平成29年6月 当社社外監査役退任 平成29年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)日立製作所 社外取締役 東京中小企業投資育成(株) 代表取締役社長</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>望月晴文氏は、経済産業省(及び旧通商産業省)における重要役職を歴任し、行政官としての豊富な経験と高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。兼職先における企業経営者としての経験から、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 望月晴文氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって1年であります。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。 現在、東京中小企業投資育成(株)の代表取締役社長として、同社の業務執行に携わっておりますが、直近の事業年度において、同社と当社との間には取引関係はありません。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
8 新任 社外 独立	 <p>川名正敏 とし な まさ かわ (昭和28年11月27日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>昭和53年 5月 東京女子医科大学 循環器内科入局 平成 3年 9月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員 平成 3年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員 平成16年 3月 東京女子医科大学循環器内科教授 平成17年 4月 同大学附属青山病院病院長 平成26年 4月 東京女子医科大学病院副院長 (現任) 平成26年11月 同院総合診療科教授 (現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>川名正敏氏は、東京女子医科大学病院の医師として長年従事され、同院副院長等の重要役職を歴任されています。同大学附属青山病院病院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識から、当社の経営、特に当社が推進する健康経営やメディカルケアビジネスに対し有益かつ多様な視点で助言していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>川名正敏氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出る予定であります。</p>

(注1) いずれの候補者も当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 村木厚子、望月晴文、川名正敏の各氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第24条において、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案が承認可決された場合には、当社は村木厚子、望月晴文の両氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに、川名正敏氏との間でも当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。

・損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

(注4) 当社は、前事業年度までに行われた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年1月及び同年2月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。村木厚子、望月晴文の両氏は、平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、当社及びグループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な提言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役の赤松良夫氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
(当社の監査役候補者の選任の方針と手続は、17ページをご参照ください。)

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 新任 つち はし しゅうざぶ ろう 土橋 修三郎 (昭和37年3月28日生) 所有する当社の株式数 12,200株	昭和60年4月 当社入社 平成24年4月 当社金属経営企画部長 平成27年4月 当社石炭・原子燃料・ソーラー部門長 平成28年4月 当社金属資源部門長 平成29年4月 伊藤忠豪州会社社長 (兼) Managing Director & Chief Executive Officer, ITOCHU Minerals & Energy Australia Pty Ltd 平成30年4月 当社金属カンパニー プレジデント補佐 (現任) 監査役候補者とした理由 入社以来、主に金属関連事業に従事し、金属経営企画部長、金属資源部門長等、営業・管理両方の重要役職を歴任した豊富な経験を有しています。平成29年4月からは、伊藤忠豪州会社社長(兼) ITOCHU Minerals & Energy Australia Pty LtdのManaging Director & CEOとして卓越した経営手腕を発揮しており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役候補者となりました。

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【株主提案（第5号議案から第6号議案まで）】

第5号議案及び第6号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。

以下、議案の件名及びその内容、提案理由は、提案株主から提出された株主提案権行使書の原文のままで記載しております。

第5号議案 定款変更の件（自己株式の消却）

(1) 株主提案の内容（議案の要領）

定款「第3章 株主総会」の章に、第19条として、新たに以下の条文を追加し、現行定款の第19条以降を、各々1条ずつ繰り下げる（現行定款第19条→新定款第20条、現行定款第20条→新定款第21条、以下同じ）。

第19条 株主総会は、会社法に規定する事項の外、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む。）に関する事項について決議することができる。

(2) 提案理由

当社では、Brand-new Deal2017に於いて、安定的にROE13%以上を目指す、としていたが、現在の高水準のROEを下げない為には、収益力の向上と共に株主資本のコントロールも必要であり、その為には自己株式の取得も重要な手段である。

そして、取得した自己株式を売出しや株式交換等によって再度放出してしまうと、ROEを下げる蓋然性が高い。

従って、自己株式の消却が行われるか否かという事は、株主にとり非常に重要な問題と言える。

現状では、自己株式の消却は取締役会の決議事項となっているが、株主にとって非常に重要な問題である自己株式の消却について、取締役会に加え株主総会に於いても決議できる様にする事は、全ての株主の利益に適う事であり、その為の定款変更を提案するものである。

◆ 株主提案に対する取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社としては、自己株式の保有・消却方針につき、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な資金調達やM&A等、機動的な資本政策への活用等も含め検討していく方針です。

従い、自己株式の消却を含む資本政策については、株主総会の決議事項ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策への活用等を可能とし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第6号議案 自己株式消却の件

(1) 株主提案の内容（議案の要領）

保有する自己株式のうち、1億株を消却する。

(2) 提案理由

当社は、第94期（平成30年3月期）末時点において、1億1,270万株強（発行済株式数の6.78%）という多量の自己株式を保有している。自己株式を売出せば、新株を発行する場合と全く同様に1株利益が希薄化してしまう。従って、自己株式は、一定のサイクル（例えば1年に1度）か一定の株数が溜まった時点で消却すべきである。

多量の自己株式を保有しているにもかかわらず、取締役会決議による自己株式の消却が行われないので、自己株式のうち、さりの良い1億株の消却を提案するものである。

ちなみに、当社経営陣がライバルと看做している三井物産は、本年4月20日付で、発行済株式数の3%強に相当する5416万8500株の自己株式を消却したが、これにより自己株式は453万株強（発行済株式数の0.26%）となった。同社は、多量の自己株式を抱え込まない方針である事が窺えるが、当社も、同社の方針を見倣うべきであると考え。

◆ 株主提案に対する取締役会の意見

本議案に反対いたします。

第5号議案に対する取締役会の意見でも述べた自己株式の保有・消却方針に基づき、今般検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断しました。

なお、自己株式を取得した場合、その時点で会計上は自己株式が株主資本から控除されますので、その後の自己株式の消却の有無がROE等に影響を与えることはありません。

(ご参考) 取締役候補者及び監査役候補者の選任の方針と手続について

○ 取締役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督及び重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、会長、社長及び総本社職能担当オフィサーの他、カンパニープレジデントの中から適任者1名を取締役（社内）として選任するとともに、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえて会長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

○ 監査役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の監査役として、経営の監査・監視を適切に行えるよう、当社の経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を監査役として選任します。当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とし、社外監査役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、高度な専門知識や各分野での豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される者を選任します。また、監査役のうち最低1名は、財務及び会計について相当程度の知見を有する者を選任します。監査役候補者については、上記の方針を踏まえて会長が常勤監査役と協議のうえ原案を作成し、指名委員会での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定します。

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準

当社の社外取締役または社外監査役を(株)東京証券取引所が定める「独立役員」と指定するためには、以下の基準のいずれにも該当してはならないものとする。

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者(注1)
- ・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近の3事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近の3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当社の当該事業年度における連結収益の2%以上を占める者をいう。
- C. 1. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家をいう)
- ・上記において、「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、または当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。
2. 当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、または当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
- D. 当社の主要な株主またはその業務執行者
- ・上記において、「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。
- E. 当社が多額の寄付を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務執行者
- ・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える金額の寄付をいう。
- F. 当社の主要借入先若しくはその親会社またはそれらの業務執行者
- ・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が上位3位以内の会社をいう。
- G. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社の業務執行者であった者
- H. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
1. 就任時点において上記A、BまたはC-1に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
 2. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記C-2に該当していた者
 3. 就任時点において上記Eに該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
 4. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記DまたはFのいずれかに該当していた者
- J. 次のいずれかに掲げる者(重要な者に限る)の近親者(注2)
- 上記AからCのいずれか、または1-1若しくは1-2に掲げる者(但し、A及びBについては、業務執行取締役、執行役員及び執行役員を重要な者とみなす。また、C-1については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、C-2については社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす)
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る)
 - 就任前1年間のいずれかの時期において上記(B)、(C)または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者
- (注1) 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
- (注2) 「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

(ご参考) 取締役及び監査役に対する報酬制度の概要 (平成29年度)

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、①月例報酬、②業績連動型賞与及び③業績連動型株式報酬(信託型)から構成されています。①月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、②業績連動型賞与及び③業績連動型株式報酬は当社株主帰属当期純利益(連結)に基づき総支給額が決定されます。業績連動型株式報酬は、当社の中長期的な企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として平成28年度より導入されました。

社外取締役については月例報酬のみを支給しております。

【取締役・監査役報酬(一覧)】

	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議
取締役	①月例報酬	月例報酬総額として、年額12億円 (うち、社外取締役分は年額50百万円)	平成23年 6月24日
	②賞与	賞与総額として、年額10億円 *社外取締役は支給せず	
	③株式報酬(信託型) 平成28年度導入	以下は2事業年度分、かつ取締役及び執行役員を対象とした限度額 ・当社から信託への拠出上限額: 15億円 ・対象者に付与するポイントの総数: 130万ポイント(1ポイント = 1株として換算) *社外取締役は支給せず	平成28年 6月24日
監査役	月例報酬のみ	月額総額13百万円	平成17年 6月29日

以上

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

○ 当期の経済環境

当期における世界経済は、米国では雇用・所得環境の改善を背景に堅調な景気拡大が続き、欧州においては英国のEU離脱交渉の行方に対する懸念はあるものの景気は順調に回復、新興国についても中国やASEAN、インド等アジアを中心に改善が見られ、全体として拡大傾向となりました。原油価格（WTIベース／1バレルあたり）は、5月までの50ドル前後から6月には40ドル台半ばへ下落したものの、好調な世界経済を背景に需要拡大が見込まれる中で、米国市場での在庫減少やOPEC等主要産油国による減産期限再延長を受けて12月末には60ドル台を回復し、その後も概ね60ドル台前半で推移しました。

日本経済は、個人消費は一進一退を繰り返す状況ではあるものの、輸出や企業の設備投資が増加傾向を維持したことから、総じて緩やかな拡大が続きました。円・ドル相場は、北朝鮮を巡る緊張の高まり等から9月上旬には円高が進行、その後は米国経済の成長加速期待から円安方向に戻ったものの、3月にかけて米国の保護主義的な通商政策に対する懸念等から一時105円を割込むまで円高が進行し、3月末には106円台となりました。日経平均株価は、4月の18,000円台から米国株価上昇や円安を背景に1月には24,000円台まで上昇しましたが、その後は米国株価下落や円高により3月末には21,000円台まで下落しました。10年物国債利回りは、9月上旬には一時マイナスとなりましたが、円安や米金利上昇を背景に1月末にかけて0.1%近くまで上昇、その後は円高や株価下落を受けて3月末には0.04%となりました。

○ 当社グループの当期の業績

(単位：億円)

	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)	前期比	
			増減額	増減率
収益	48,385	55,101	+ 6,716	+ 13.9%
売上総利益	10,935	12,104	+ 1,170	+ 10.7%
販売費及び一般管理費	△8,018	△8,903	△ 884	+ 11.0%
その他	2,082	2,177	+ 95	—
(内、持分法による投資損益)	(1,852)	(2,162)	(+ 311)	(+ 16.8%)
税引前利益	4,999	5,379	+ 380	+ 7.6%
当社株主に帰属する当期純利益	3,522	4,003	+ 481	+ 13.7%
(参考) 営業利益	2,884	3,169	+ 285	+ 9.9%

当期の**収益**は、機械においてはヤナセの子会社化に加え、航空関連及びプラント関連事業が好調に推移したこと等により増収、エネルギー・化学品においてはシーアイ化成との経営統合に伴うタキロンの子会社化及びエネルギー関連事業における販売価格上昇等により増収、食料においてはユニー・ファミリーマート向け生鮮食品や食糧関連取引及び食品流通関連事業並びに青果物関連事業における取引の増加等により増収となり、全体としては前期比6,716億円（13.9%）増収の5兆5,101億円となりました。

売上総利益は、機械においてはヤナセの子会社化に加え、航空関連及びプラント関連事業の好調な推移並びに前期における船舶市況低迷による採算悪化の反動等により増益、金属においては鉄鉱石・石炭価格の上昇及び鉄鉱石事業における販売数量増加により増益、エネルギー・化学品においてはシーアイ化成との経営統合に伴うタキロンの子会社化及び化学品関連取引の好調な推移等により、エネルギー・トレーディング取引における採算悪化はあったものの増益となり、全体としては前期比1,170億円（10.7%）増益の1兆2,104億円となりました。

販売費及び一般管理費は、ヤナセの子会社化及びシーアイ化成との経営統合に伴うタキロンの子会社化による影響等により、前期比884億円（11.0%）増加の8,903億円となりました。

貸倒損失は、前期比ほぼ横ばいの32億円（損失）となりました。

有価証券損益は、タキロンシーアイ統合に伴う利益及び中国生鮮食品関連事業の一部売却に伴う利益等はあったものの、C.P. Pokphandの減損損失に加え、前期におけるユニー・ファミリーマート統合に伴う当社持分変動による利益及び医療機器関連事業の売却益の反動等により、前期比251億円（78.0%）減少の71億円（利益）となりました。

固定資産に係る損益は、前期における欧州タイヤ関連事業の減損損失の反動はあったものの、アパレル関連事業及び青果物関連事業の減損損失等により、前期比129億円悪化の296億円（損失）となりました。

その他の損益は、前期の円高影響による為替損益悪化の反動等により、前期比51億円改善の3億円（損失）となりました。

受取利息、支払利息の合計である金利収支は、一部借入金の長期化及びUSドル金利率上昇等により前期比31億円悪化の67億円（費用）となり、**受取配当金**は、石炭関連投資や石油及びLNGプロジェクトからの配当の増加等により、前期比144億円（72.2%）増加の343億円となりました。その結果、金利収支に受取配当金を加えた金融収支は、前期比113億円増加の275億円（利益）となりました。

持分法による投資損益は、食料においてはユニー・ファミリーマートにおける減損損失はあったものの、経営統合に伴う営業収益の増加及び税金費用の改善等により増加、情報・金融においては海外金融関連事業の復調等により増加、住生活においては海外パルプ関連事業における市況改善等により増加となり、全体としては前期比311億円（16.8%）増加の2,162億円（利益）となりました。

以上の結果、**税引前利益**は、前期比380億円（7.6%）増益の5,379億円となりました。**法人所得税費用**は、米国税制改正の影響及びパルプ関連事業に係る税金費用の減少等により、堅調な収益拡大はあったものの、前期比191億円（15.3%）減少の1,061億円となり、税引前利益5,379億円から法人所得税費用1,061億円を控除した**当期純利益**は、前期比571億円（15.3%）増益の4,317億円となりました。このうち、**非支配持分に帰属する当期純利益**314億円（利益）を控除した**当社株主に帰属する当期純利益**は、前期比481億円（13.7%）増益の4,003億円となりました。

（ご参考）

日本の会計慣行に基づく営業利益（売上総利益、販売費及び一般管理費、貸倒損失の合計）は、金属においては鉄鉱石・石炭価格の上昇及び鉄鉱石事業における販売数量増加により増益となり、全体としては前期比285億円（9.9%）増益の3,169億円となりました。

見直しに関する注意事項

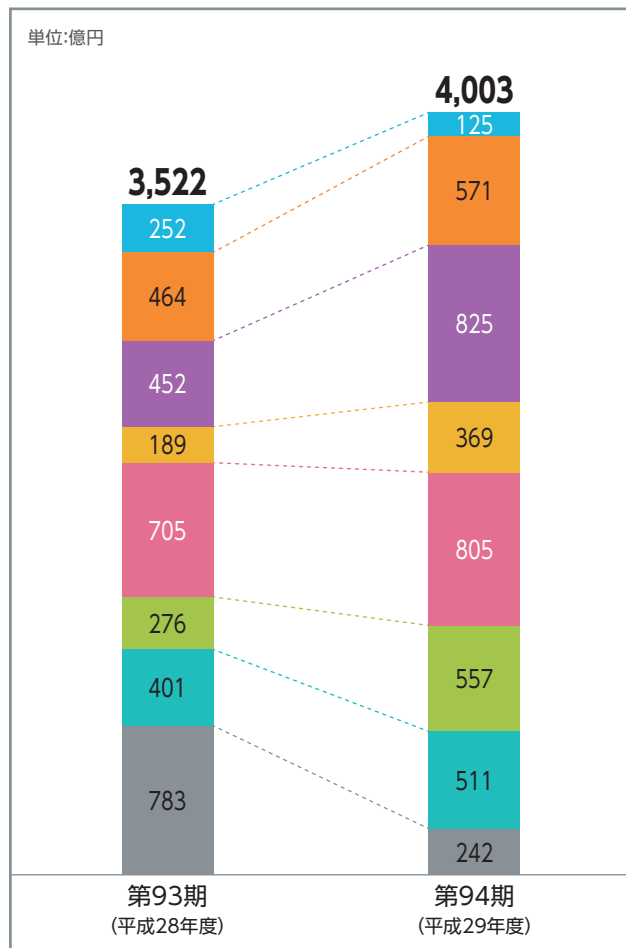
本事業報告に記載されているデータや将来予測は、現在入手可能な情報に基づくもので、種々の要因により影響を受けることがありますので、実際の業績は見直しから大きく異なる可能性があります。従って、これらの将来予測に関する記述に全面的に依拠することは差し控えるようお願いいたします。また、当社は新しい情報、将来の出来事等に基づきこれらの将来予測を更新する義務を負うものではありません。

○ 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、国内及び海外におけるネットワークを通じて、繊維、機械、情報・通信関連、金属、石油等エネルギー関連、生活資材、化学品、食糧・食品等の各種商品の国内、輸出入及び海外取引、更には損害保険代理業、金融業、建設業、不動産の売買、倉庫業並びにそれらに付帯または関連する業務及び事業への投資を多角的に行っております。

○ セグメント別業績

当社株主に帰属する当期純利益



セグメント別 決算概略

■ 繊維カンパニー

アパレル関連における販売不振及び減損損失等により、経費の減少はあったものの、減益

■ 機械カンパニー

航空関連及びプラント関連事業の好調な推移並びに前期における船舶市況低迷による採算悪化の反動に加え、税金費用の減少等により、前期における医療機器関連事業の売却益の反動等はあったものの、増益

■ 金属カンパニー

鉄鉱石・石炭価格の上昇及び鉄鉱石事業における販売数量増加に加え、石炭関連投資の受取配当金の増加等により増益

■ エネルギー・化学品カンパニー

化学品関連取引の好調な推移や石油及びLNGプロジェクトからの受取配当金の増加に加え、タキロンシーアイ統合に伴う利益及び税金費用の減少等により、エネルギートレーディング取引における採算悪化はあったものの、増益

■ 食料カンパニー

青果物関連事業における減損損失や前期における一過性利益の反動はあったものの、ユニー・ファミリーマート統合に伴う持分法投資損益の増加に加え、中国生鮮食品関連事業の一部売却に伴う一過性利益等により増益

■ 住生活カンパニー

欧州タイヤ関連事業及び天然ゴム関連事業並びに北米建材関連事業における取引増加や海外パルプ関連事業の堅調な推移に加え、税金費用の減少及び資産運用関連事業の一部売却に伴う利益並びに前期における一過性損失の反動等により増益

■ 情報・金融カンパニー

国内情報産業関連事業の取引増加及び携帯電話関連事業や医薬品開発業務受託事業の堅調な推移、並びに海外金融関連事業の復調に加え、税金費用の減少等により増益

■ その他及び修正消去

C.P. Pokphandの減損損失に加え、社内税金の反動及び為替評価損益の悪化等により減益

(注1) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

(注2) 「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに所属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。CITIC Limited及びC.P. Pokphand Co. Ltd.に対する投資及び損益は当該セグメントに含まれております。

● 連結財政状態

(単位：億円)

	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)	前期末比	
			増減額	増減率
総資産	81,220	86,639	+ 5,419	+ 6.7%
有利子負債	29,447	27,795	△ 1,652	△ 5.6%
ネット有利子負債	23,307	23,204	△ 103	△ 0.4%
株主資本	24,019	26,695	+ 2,676	+ 11.1%
株主資本比率	29.6%	30.8%	1.2pt上昇	
NET DER (ネット有利子負債対株主資本倍率)	0.97倍	0.87倍	0.1改善	

総資産は、ヤナセの子会社化及びシーアイ化成との経営統合に伴うタキロンの子会社化並びにイラク油田権益の取得に加え、食品流通関連事業における期末休日要因等による営業債権の増加及び持分法で会計処理されている投資の増加等により、前期末比5,419億円(6.7%)増加の8兆6,639億円となりました。

有利子負債は、イラク油田権益の取得に加え、ヤナセの子会社化、IPP関連事業への投資実行、ユニー・ファミリーマートホールディングス及び食糧関連事業への追加投資はあったものの、堅調な営業取引収入と着実な資金回収による借入金の返済により、前期末比1,652億円(5.6%)減少の2兆7,795億円となり、現預金控除後のネット有利子負債は、前期末比103億円(0.4%)減少の2兆3,204億円となりました。

株主資本は、配当金の支払及び自己株式の取得はあったものの、当社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により、前期末比2,676億円(11.1%)増加の2兆6,695億円となりました。

株主資本比率は、前期末比1.2ポイント上昇の30.8%、NET DER(ネット有利子負債対株主資本倍率)は、前期末比改善し0.87倍となりました。

● 連結キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,897	3,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 813	△ 2,564
(フリー・キャッシュ・フロー)	(3,084)	(1,319)
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,354	△ 2,961

営業活動によるキャッシュ・フローは、金属、食料、エネルギー、機械及び情報・通信における営業取引収入の堅調な推移等により、3,882億円のネット入金となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、シーアイ化成との経営統合に伴うタキロンの子会社化に係る現金の受入はあったものの、ユニー・ファミリーマートホールディングス及び食糧関連事業への追加投資、イラク油田権益の取得及びIPP関連事業への投資実行に加え、主として食料、エネルギー、金属及び機械における固定資産の取得等により、2,564億円のネット支払となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済に加え、配当金の支払及び自己株式の取得等により、2,961億円のネット支払となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末比1,734億円減少の4,321億円となりました。

○ 中期経営計画「Brand-new Deal 2017」

当社グループは、中期経営計画「Brand-new Deal 2017」（2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3ヵ年計画）において、「財務体質強化」「4,000億円に向けた収益基盤構築」を基本方針としました。

「Brand-new Deal 2017」の最終年度である当期の具体的成果は次のとおりです。

■ 繊維カンパニー

ブランドビジネスの拡大と強化

1999年（平成11年）にイタリア・ヴェローナで創設され、使用する原材料や縫製までこだわり抜いたラグジュアリーブランド「ムーレー」の独占輸入販売権を新たに取得しました。主力アイテムのダウンジャケットをはじめとしたイタリア製の最高品質の商品を、2018年春夏シーズンより全国の有名百貨店やセレクトショップを中心に展開します。

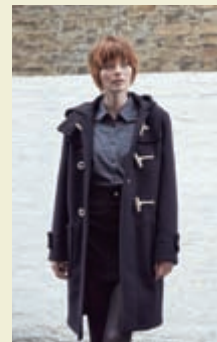


ムーレー

その他、アウターウェアブランド「グレンフェル」、「グローバーオール」（英国）、ジーンズブランド「シマロン」、シューズブランド「パロマ バルセロ」（スペイン）、サーフブランド「ライトニングボルト」（米国）など、様々なブランドの独占輸入販売権やマスターライセンス権、商標権を新規取得し、ブランド展開の更なる強化を実現しました。



グレンフェル
(2018年春夏シーズンより展開)



グローバーオール
(2018年秋冬シーズンより展開)

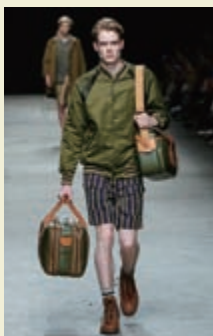


シマロン (2018年春夏シーズンより展開)

また、創設から50年を超えるNY発のバッグブランド「ハンティング・ワールド」の新しいコンセプトショップのオープンや、世界的な高級紳士服地ブランドである「スキャバル」のオーダーメイドスーツのECビジネス開始等、時代の変化に対応した事業拡大にも取り組んでいます。



ハンティング・ワールド 帝国ホテル店



■機械カンパニー

パナマ国でのトヨタ・レクサス販売事業への参画

当社は、パナマのトヨタ・レクサス独占販売代理店であるRicardo Pérez（リカルド ペレス）社株式の70%を取得し、経営権を獲得することを決定しました。同社は1956年に設立し、20年超にわたりパナマ新車市場におけるシェア1位の座を維持しています。当社の世界各国での自動車販売代理店経営の経験を活かし、同社の更なるシェアの拡大及び企業価値向上を図ります。



セルビア初大型官民連携 廃棄物処理発電事業 契約調印

セルビア共和国ベオグラード市と、同国で初めての官民連携大型案件となる25年間の廃棄物処理発電事業契約を調印しました。本事業では、廃棄物焼却発電施設の新設・運営を通じ、ベオグラード市で排出される一般廃棄物を焼却処理し、その余熱で発電及び熱供給を行います。環境負荷の低い廃棄物処理の導入を通じて、廃棄物埋立量や温室効果ガスを削減し、同国の環境保全への貢献を目指します。

■金属カンパニー

西豪州鉄鉱石事業 Whaleback鉄山が開発50周年に

当社が参画する西豪州鉄鉱石事業の中核であるWhaleback鉄山は、2017年（平成29年）に開発50周年を迎え、同年9月に日本、中国、韓国等の主要客先を招待し、記念式典を開催しました。同鉄山は1969年の生産開始以来、世界最大の露天掘り鉄鉱石鉄山として、日本・中国を筆頭とするアジア鉄鉱石需要に应运えてきました。今後ともこの優良資産を活用し、西豪州経済の発展と鉄鋼業への原料安定供給に貢献していきます。



(BHP Billiton社提供)

市原バイオマス発電事業

当社は、大阪ガス(株)、(株)三井E&Sエンジニアリングと国内最大級のバイオマス発電所を建設することを決定し、3社の共同出資による事業運営会社市原バイオマス発電(株)を設立しました。当社は、今後とも国内外における再生可能エネルギーを活用した事業を積極的に推進し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に貢献していきます。

■エネルギー・化学品カンパニー

イラク共和国での石油開発事業

当社は、イラク南部に位置し、可採埋蔵量が200億バレル超と推定される世界最大規模のイラク西クルナ1油田の権益を19.6%取得しました。本油田は生産中の油田であり、経験豊富なExxonMobil（エクソンモービル）社が操業していることに加えて、油価変動の影響を受けにくい契約形態を確立していることから、中長期にわたり安定した収益貢献が期待できます。



Moixa社（英国）との資本業務提携

当社は、AI技術を蓄電池に活用したプラットフォーム事業を展開する英国のMoixa（モイクサ）社と資本業務提携し、プラットフォーム技術ソフトウェア「Gridshare Client（グリッドシェア クライアント）」の国内独占販売権を取得しました。このソフトウェアは、蓄電池に搭載することで、一般需要家、発電事業者、送配電事業者といった各階層に対し、エネルギーの最適制御を行います。次世代型ビジネスとして、蓄電池システム日本市場でのシェアNo. 1を目指すとともに、分散型エネルギー社会実現に向けて貢献していきます。

■食料カンパニー

ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)が(株)ドンキホーテホールディングスと資本・業務提携

2017年（平成29年）8月、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)と(株)ドンキホーテホールディングスは両社グループの強みとノウハウを活かした両事業の強化を目的とした資本業務提携契約を締結しました。また、2018年（平成30年）2月には両グループの総力を結集した新業態店舗の1号店「MEGA ドン・キホーテ UNY 大口店」を開店、3月末までに6店舗を展開しています。当社は筆頭株主としてユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の中長期的な企業価値の向上の追求を支援していきます。



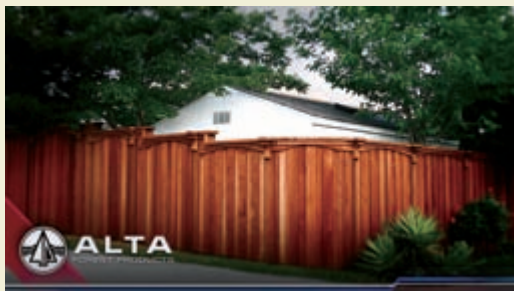
不二製油(株)への追加出資

不二製油グループ本社(株)は、チョコレート・油脂・大豆分野で世界屈指の技術力を有するリーディングカンパニーです。2017年（平成29年）、当社として約33.4%まで株式を追加取得することで、両社の更なる関係強化を図っています。引き続き、伊藤忠グループが保有する製造・販売のインフラを最大限活用しながら、同社の積極的な海外展開をサポートすることで、更なる企業価値の向上を目指していきます。

■住生活カンパニー

Alta Forest Products (Alta社) の出資持分100%取得

Alta (アルタ) 社はフェンス製造に特化した高い生産性により、北米木製フェンス製造業界No. 1の地位を築いています。当社は、米国子会社のMaster-Halco, Inc. (マスター・ハルコ社) を通じ、米国フェンス卸業最大手の地位を確立しており、今回の買収を通じ、アルタ社とマスター・ハルコ社の販売ネットワークの相乗効果を見込むとともに、今後も堅調な推移が見込まれる北米住宅市場において、両社を軸にフェンス事業の更なる強化を実行してまいります。



METSA FIBRE社アネコスキ新工場竣工

2017年(平成29年)8月の新工場竣工による増産で、METSA FIBRE (メツァ ファイバー) 社は世界最大の製紙用の市販針葉樹パルプメーカーとなりました。

また、今回の増産分80万トンの大部分が当社経由で中国・アジア向けに販売されることになっており、当社のリーディング・グローバル・パルプトレーダーとしての地位が更に強化されることとなります。



■情報・金融カンパニー

Inagora社への出資

当社は、中国向け越境EC事業を展開するInagora (インアゴラ) 社の株式を2017年(平成29年)11月に第三者割当増資等を通じて追加取得し、日中越境EC市場への参入を本格化しました。当社グループの有する資産を活用し、東南アジア等中国以外の地域への展開も視野に、Inagora社の成長加速を図るとともに、越境EC事業への取組を強化していきます。

ポケットカード(株)への出資比率引上げ

当社と(株)ファミリーマートは、ポケットカード(株)の普通株式に対する公開買付けを実施し、同社への出資比率を46%まで引上げました。本取組により、金融ビジネスの更なる強化と同社の企業価値向上を目指すとともに、情報・金融分野でのユニー・ファミリーマートホールディングス(株)との取組を強化し、新たな市場の取込みと拡大を推進していきます。



■ 総本社

伊藤忠中国1,000人集会の開催

当社では、2015年度（平成27年度）より、CP・CITICとの協業推進並びに中国ビジネス拡大を担う人材を育成する目的で「2017年度末までの3年間で中国語スキルを持つ人材を1,000人育成する」目標を立て、社員の中国語学習環境整備等の施策を展開してきましたが、2018年（平成30年）3月時点で1,043人が中国語社内資格を取得し、計画通り目標を達成しました。

これを受け、資格取得者を会社として讃えとともに、中国ビジネスの更なる拡大に繋げるべく、「伊藤忠中国1,000人集会」を開催しました。集会には、約850名の社員が参加、程永華中華人民共和国駐日本国特命全権大使ご夫妻、CP楊小平上級副会長、CITIC蒲堅副総経理等のご来賓をお招きし、日中両国の多数メディアが駆けつける盛大なイベントとなりました。



(2) 対処すべき課題

○ 来期の見通し

来期の経営環境について展望しますと、米国経済は好調持続、欧州経済は英国のEU離脱に伴う影響は不透明ながら、その悪影響が限定的であれば景気拡大が続くと見込まれます。新興国では、中国は構造改革により成長が抑制されるものの、総じて堅調な資源価格動向や好調な先進国経済の恩恵により良好な状態が見込まれ、世界経済は拡大傾向を維持すると考えられます。

日本経済は、輸出拡大や、所得増を受けた個人消費の持ち直しにより緩やかな拡大が続くと見込まれますが、海外情勢の急変による円高進行等が下振れリスクとして懸念されます。

○ 新中期経営計画「Brand-new Deal 2020」の推進

当社グループは、技術革新により大きく変貌していく新しい時代に機敏に対応するため、新技術を大胆に取込みビジネスモデルを進化させ、新たな商社像を確立することを目指します。同時に、働き方改革の深化により社員の生産性と能力を向上させることで、更なる企業価値の向上を実現し、株主の皆様・社会・社員に成果を還元する次世代の持続的成長モデルの構築を目指すため、次なる中期経営計画として「Brand-new Deal 2020」（2018年度から2020年度までの3ヵ年計画）を策定しました。

目指す姿

人々の豊かな営みに根ざした“身近な商人”である伊藤忠は、新技術や新しいパートナーとの取組によってビジネスモデルを進化させる「商いの次世代化」に加え、働き方改革の深化により、一人ひとりの社員がより高い生産性と品質で付加価値を創出する「働き方の次世代化」により、次世代商人へと進化し、新時代“三方よし”による持続的成長を目指します。

基本方針

「Brand-new Deal 2020」における目指す姿を実現するための基本方針は次の3点を掲げております。



【商いの次世代化】

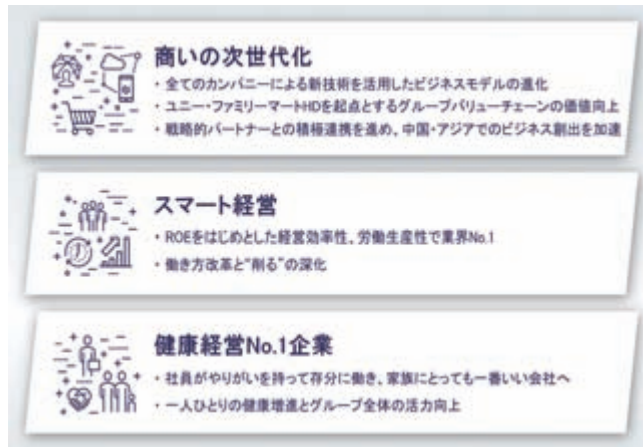
全てのカンパニーによる新技術を活用したビジネスモデルの進化を目指すとともに、ユニー・ファミリーマートHDを起点とするグループバリューチェーンの価値向上を図ります。また、戦略的パートナーと積極的な連携を進め、中国・アジアでのビジネス創出を加速します。

【スマート経営】

伊藤忠が強みとするROEをはじめとした経営効率性の更なる進化を目指します。また、業界をリードする働き方改革と“削る”の深化による労働生産性の向上に向けた取組強化を図ります。

【健康経営No.1企業】

社員がやりがいを持って存分に働き、家族にとっても一番いい会社を目指します。また、一人ひとりの健康増進策を実施し、当社グループ全体の活力向上による魅力的な企業を目指します。



投資方針

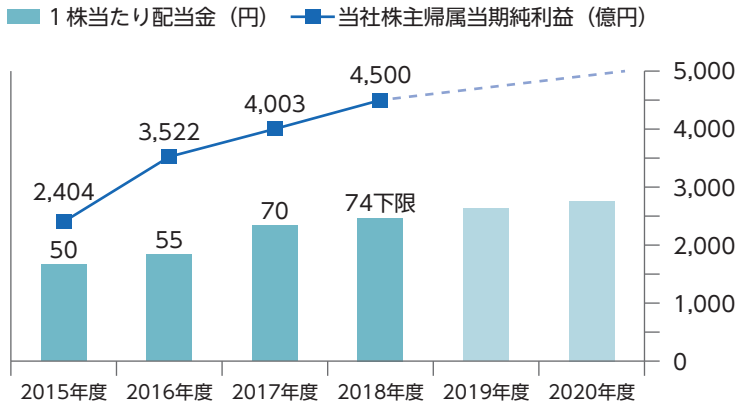
次世代・新技術分野への投資推進による「次世代“商い”」の創造とキャッシュ・フローを意識した規律ある成長投資の継続により、株主還元後実質フリー・キャッシュ・フロー（注1）の黒字継続を目指します。

（注1）「実質営業CF」-「ネット投資」-「配当・自己株式取得」

株主還元方針

「Brand-new Deal 2020」における配当方針は、現行の「業績連動・累進型（注2）」の配当フォーマットを継続します。2018年度（平成30年度）の1株当たりの配当金は74円を下限とし、当中期経営計画期間中は、每期、当社史上最高となる配当額の更新を目指します。また、株価水準、キャッシュ・フローの状況等を踏まえ、自己株式取得を機動的に実施し、株主還元の充実を図ります。

（注2）当社株主帰属当期純利益が2,000億円/年までの部分に対しては配当性向 20%、2,000億円/年を超える部分に対しては配当性向 30%を目標に実施。

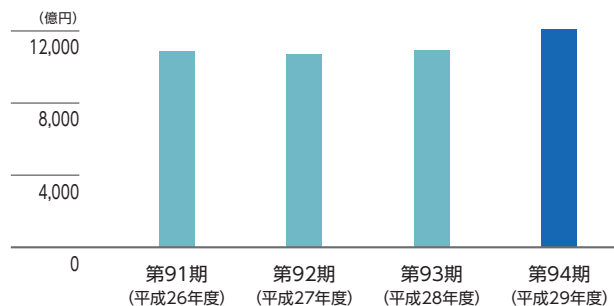


株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

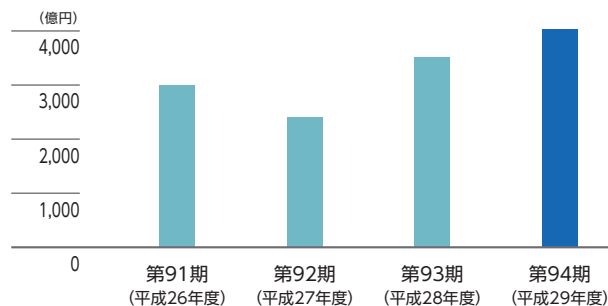
(3) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

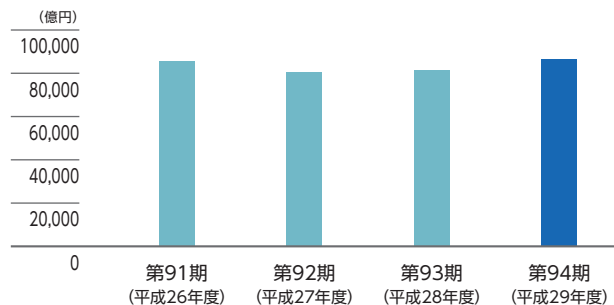
売上総利益



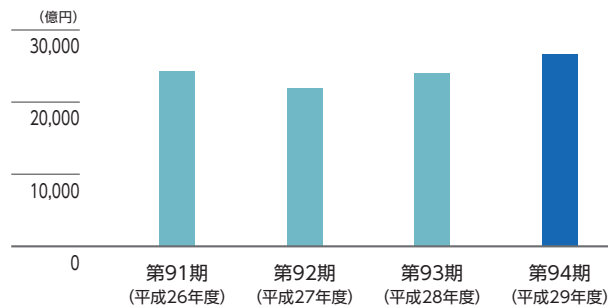
当社株主に帰属する当期純利益



総資産



株主資本

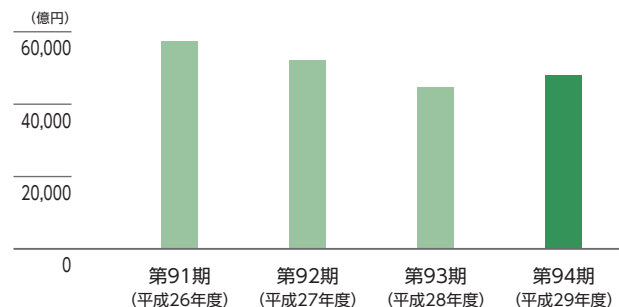


	第91期 (平成26年度)	第92期 (平成27年度)	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)
収益 (百万円)	5,591,435	5,083,536	4,838,464	5,510,059
売上総利益 (百万円)	1,089,064	1,069,711	1,093,462	1,210,440
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	300,569	240,376	352,221	400,333
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	189.13	152.14	223.67	257.94
総資産 (百万円)	8,560,701	8,036,395	8,122,032	8,663,937
株主資本 (百万円)	2,433,202	2,193,677	2,401,893	2,669,483

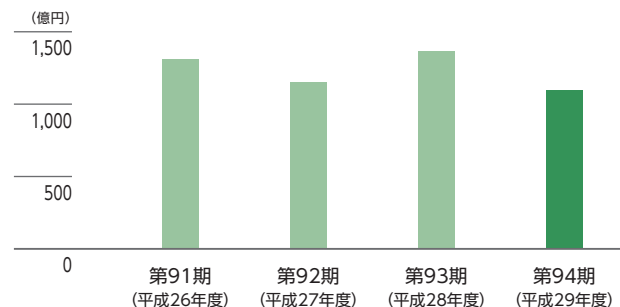
(百万円未満四捨五入)

② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

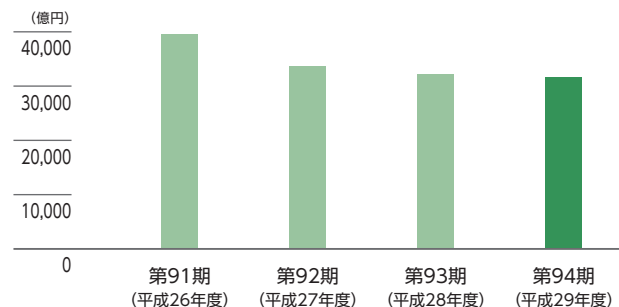
売上高



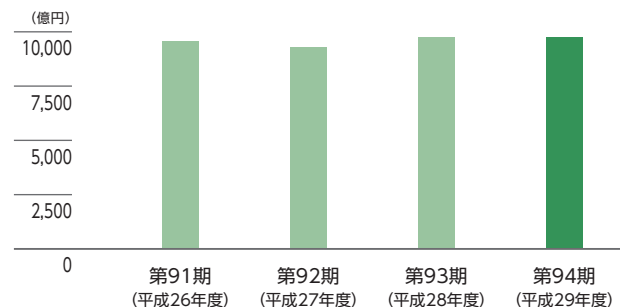
当期純利益



総資産



純資産



		第91期 (平成26年度)	第92期 (平成27年度)	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)
売上高	(百万円)	5,738,595	5,203,725	4,470,329	4,795,741
経常利益	(百万円)	209,057	203,425	184,893	211,881
当期純利益	(百万円)	130,628	115,301	136,673	109,263
1株当たり当期純利益	(円)	82.13	72.92	86.74	70.35
総資産	(百万円)	3,951,473	3,366,654	3,217,095	3,164,561
純資産	(百万円)	956,014	927,125	975,726	974,102

(百万円未満四捨五入)

(4) 重要な企業結合の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
国内	Dole International Holdings(株)	33,976百万円	100.00%	Doleアジア青果事業及びグローバル加工食品事業の事業管理
	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	21,764百万円	58.26%	ITシステムの販売・保守・開発
	伊藤忠エネクス(株)	19,878百万円	54.00%	石油製品・LPガスの販売及び電力熱供給事業
	タキロンシーアイ(株)	15,189百万円	51.13%	合成樹脂製品等の製造・加工・販売
	伊藤忠都市開発(株)	10,225百万円	99.83%	不動産の開発・分譲・賃貸
	(株) ヤナセ	6,976百万円	66.10%	自動車、同部品の販売及び修理
	伊藤忠食品(株)	4,923百万円	52.30%	酒類、食料品等の卸売・販売
	伊藤忠ロジスティクス(株)	4,261百万円	98.97%	総合物流業
	コネクシオ(株)	2,778百万円	60.35%	モバイル端末の卸売・販売・モバイル関連ソリューション事業
	(株) 日本アクセス	2,620百万円	93.77%	食品等の卸売・販売
海外	伊藤忠インターナショナル会社	625,640千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠欧州会社	43,829千英ポンド	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠香港会社	937,788千香港ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠(中国)集团有限公司	300,000千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd	276,965千豪州ドル	100.00%	鉄鉱石、石炭、アルミナ等の資源開発事業投資・販売
	ITOCHU Coal Americas Inc.	762,000千米ドル	100.00%	炭鉱、輸送インフラ資産の権益保有
	European Tyre Enterprise Limited	325,230千英ポンド	100.00%	欧州タイヤ事業の統括
	ITOCHU FIBRE LIMITED	168,822千ユーロ	100.00%	製紙用パルプ、チップ、紙製品の販売・METSA FIBRE OYへの投資
関連会社	Orchid Alliance Holdings Limited	55千米ドル	100.00%	CITIC Limited保有会社への投融資
	(株)オリエントコーポレーション	150,041百万円	16.53%	信販業
	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	30,000百万円	50.00%	鉄鋼製品等の輸出入・販売
	C.P. Pokphand Co. Ltd.	253,329千米ドル	25.00%	配合飼料事業、畜産・水産関連事業、食品の製造・販売業
	ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	16,659百万円	40.13%	総合小売事業、コンビニエンスストア事業等の持株会社

(百万円未満四捨五入)

(注1) 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。

(注2) タキロン(株)とシーアイ化成(株)は、平成29年4月1日に経営統合し、タキロンシーアイ(株)となりました。

(注3) 当期より重要な子会社として(株)ヤナセを加えております。

(注4) (株)オリエントコーポレーションの議決権比率は20%未満ですが、当社は同社の取締役会において、代表取締役を含む取締役の派遣を通して営業及び財務方針決定に参加し、重要な影響力を有しているため同社を関連会社としております。

(注5) 平成30年4月19日の当社取締役会において、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)を子会社とすることを目的とした公開買付を実施することを決定しました。

② 連結子会社及び持分法適用会社数の推移

区分	第91期 (平成26年度)	第92期 (平成27年度)	第93期 (平成28年度)	第94期 (平成29年度)
連結子会社	218社	212社	207社	206社
持分法適用会社	124社	114社	101社	94社
連結対象会社合計	342社	326社	308社	300社

(注)上記会社数は、当社が直接投資している会社及び海外現地法人が直接投資している会社を表示しております(親会社の一部と考えられる投資会社を除く)。

(5) 主要な営業拠点

① 国内

当社本社	大阪本社：大阪市北区梅田3丁目1番3号 東京本社：東京都港区北青山2丁目5番1号
当社支社	中部支社(名古屋)、九州支社(福岡)、中四国支社(広島)、北海道支社(札幌)、東北支社(仙台)
当社支店	北陸支店(金沢)、富山支店

② 海外

当社支店	ヨハネスブルグ、マニラ、クアラルンプール
当社事務所	リマ、アルジェ、ナイロビ、リヤド、ジャカルタ、モスクワ等38店
海外現地法人	伊藤忠インターナショナル会社(米国)、伊藤忠ブラジル会社、伊藤忠欧州会社(英国)、伊藤忠中近東会社(アラブ首長国連邦)、伊藤忠豪州会社、伊藤忠(中国)集团有限公司、伊藤忠香港会社、伊藤忠シンガポール会社、伊藤忠タイ会社等、海外現地法人の本・支店等を含め60店

(6) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料	住生活	情報・金融	その他	合計
9,879名 [2,968名]	13,603名 [914名]	530名 [79名]	12,785名 [4,095名]	30,105名 [10,845名]	17,058名 [3,003名]	15,421名 [7,936名]	2,705名 [136名]	102,086名 [29,976名]

(注1)従業員数は就業人員数であり、[]は臨時従業員の年間の平均人数を外数で記載しております。

(注2)繊維セグメントにおいて(株)ジャヴァホールディングスの売却等による減少があった一方、機械セグメントにおいて(株)ヤナセの子会社化及びエネルギー・化学品セグメントにおいてシーアイ化成(株)との経営統合に伴うタキロン(株)の子会社化等による増加があり、全体の従業員数は前期末比6,142名増加しております。

② 当社(単体)の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,285名	0名	41.6歳	17.3年

(注)上記従業員数には、国内886名及び海外330名の他社への出向者並びに海外現地法人での勤務者292名が含まれております。

(7) 設備投資の状況

当期において(株)ヤナセを子会社化したことにより、同社の設備が当社グループの設備に加わっております。

(8) 資金調達状況

当社グループは、当社を中心に、国内外グループ金融統括会社、海外現地法人等で資金調達を行っており、当期において金融機関からの借入及び短期社債（電子CP）の発行等を行いました。

(9) 主要な借入先

当社グループは、当社を中心に借入を行っており、当期末における当社の主要な借入先は次のとおりです。

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	84,681
日本生命保険相互会社	68,000
(株) 三井住友銀行	57,429
(株) 三菱東京UFJ銀行	44,787
(株) 日本政策投資銀行	43,500
三井住友信託銀行(株)	40,997
みずほ信託銀行(株)	39,241
朝日生命保険相互会社	35,000
農林中央金庫	30,000
明治安田生命保険相互会社	27,500

(百万円未満四捨五入)

(注) (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に商号を変更し、(株)三菱UFJ銀行となりました。

(10) 当社グループの現況に関するその他重要な事項

当社は、前事業年度までに行われた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年1月及び同年2月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。当社は、従前よりコンプライアンスの徹底を図ってまいりましたが、今般の事態を厳粛に受け止め、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策を策定し、これらを着実に実行しております。なお、当社のみならず、当社グループ会社における独占禁止法遵守を含めたコンプライアンスの徹底も図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 3,000,000,000株

(2)発行済株式の総数 1,662,889,504株

(3)株主数 183,643名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	91,982	5.92
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	91,025	5.86
CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED	63,500	4.09
日本生命保険相互会社	34,056	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	32,952	2.12
(株)みずほ銀行	31,200	2.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	28,131	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	27,621	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	23,442	1.51
朝日生命保険相互会社	23,400	1.51

(千株未満切捨)

(注1)当社は、自己株式を110,390千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2)持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成29年5月2日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、平成29年5月8日に自己株式を17,120千株取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

① 取締役

氏名	会社における地位	担当	取締役会出席状況
*岡 藤 正 広	取締役社長		15/15回(100%)
*岡 本 均	取締役	CSO・CIO	14/15回(93%)
*鈴木 善 久	取締役	情報・金融カンパニー プレジデント	15/15回(100%)
*小林 文 彦	取締役	CAO	15/15回(100%)
*鉢 村 剛	取締役	CFO	15/15回(100%)
藤 崎 一 郎	取締役		15/15回(100%)
川 北 力	取締役		15/15回(100%)
村 木 厚 子	取締役		15/15回(100%)
望 月 晴 文	取締役		11/11回(100%)

② 監査役

氏名	会社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
赤 松 良 夫	常勤監査役	15/15回(100%)	14/14回(100%)
山 口 潔	常勤監査役	15/15回(100%)	14/14回(100%)
間 島 進 吾	監査役	15/15回(100%)	14/14回(100%)
瓜 生 健 太 郎	監査役	14/15回(93%)	13/14回(93%)
大 野 恒 太 郎	監査役	11/11回(100%)	10/10回(100%)

(注1) *印の各氏は、代表取締役であります。

(注2) 取締役藤崎一郎、川北力、村木厚子及び望月晴文の各氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。

(注3) 監査役間島進吾、瓜生健太郎及び大野恒太郎の各氏は、社外監査役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。

(注4) 監査役間島進吾氏は、日本及び米国における公認会計士の資格を有し、かつ大学教授(会計学)としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5) 平成29年6月23日付で望月晴文氏が監査役を辞任し、同日付で取締役に就任しております。また、平成30年3月31日付で岡本均氏が取締役を辞任しております。

(注6)重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	兼 職 先	役 職
取 締 役	岡 藤 正 広	日清食品ホールディングス(株)	社外取締役
	鈴 木 善 久	(株)オリエントコーポレーション	社外取締役
	藤 崎 一 郎	新日鐵住金(株)	社外取締役
	村 木 厚 子	S O M P Oホールディングス(株)	社外監査役
	望 月 晴 文	(株)日立製作所 東京中小企業投資育成(株)	社外取締役 代表取締役社長
監 査 役	間 島 進 吾	ウイン・パートナーズ(株)	社外取締役
	瓜 生 健 太 郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
		U & I アドバイザリーサービス(株)	代表取締役
	大 野 恒 太 郎	協和発酵キリン(株)	社外取締役
		イオン(株) (株)小松製作所	社外取締役 社外監査役

(注7)平成30年3月31日付で取締役鈴木善久氏は(株)オリエントコーポレーションの社外取締役を退任しております。

(注8)平成30年3月17日付で監査役瓜生健太郎氏はGMO TECH(株)の社外取締役を退任しております。また平成30年3月23日付で協和発酵キリン(株)の社外監査役を退任し、同日付で社外取締役役に就任しております。

(2)執行役員の状況 (平成30年4月1日現在)

氏 名	会社における地位	担 当
岡 藤 正 広	会 長 執 行 役 員	C E O
鈴 木 善 久	社 長 執 行 役 員	C O O
吉 田 朋 史	専 務 執 行 役 員	住生活カンパニー プレジデント
福 田 祐 士	専 務 執 行 役 員	アジア・大洋州総支配人 (兼)伊藤忠シンガポール会社社長 (兼)CP・CITIC管掌
小 関 秀 一	専 務 執 行 役 員	繊維カンパニー プレジデント (兼)大阪本社管掌
今 井 雅 啓	専 務 執 行 役 員	機械カンパニー プレジデント
小 林 文 彦	専 務 執 行 役 員	C A O ・ C I O
鉢 村 剛	専 務 執 行 役 員	C F O
久 保 洋 三	常 務 執 行 役 員	食料カンパニー プレジデント
上 田 明 裕	常 務 執 行 役 員	東アジア総代表 (兼)伊藤忠(中国)集团有限公司董事長 (兼)上海伊藤忠商事有限公司董事長 (兼)B I C董事長
都 梅 博 之	常 務 執 行 役 員	欧州総支配人 (兼)伊藤忠欧州会社社長 (兼)アフリカブロック管掌
石 井 敬 太	常 務 執 行 役 員	エネルギー・化学品カンパニー プレジデント
諸 藤 雅 浩	常 務 執 行 役 員	繊維カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼)ブランドマーケティング第一部門長

氏名	会社における地位	担当
茅野 みつる	常務執行役員	伊藤忠インターナショナル会社社長(CEO)
佐藤 浩	常務執行役員	プラント・船舶・航空機部門長
今井 重利	常務執行役員	金属カンパニー プレジデント
池添 洋一	執行役員	伊藤忠香港会社社長 (兼)アジア・大洋州総支配人補佐
関 鎮	執行役員	経理部長
高田 知幸	執行役員	広報部長
貝塚 寛雪	執行役員	食糧部門長
岡 広史	執行役員	秘書部長
清水 源也	執行役員	ファッションアパレル部門長
大杉 雅人	執行役員	自動車・建機・産機部門長
土橋 晃	執行役員	監査部長
福嶋 義弘	執行役員	ブランドマーケティング第二部門長
細見 研介	執行役員	食品流通部門長
大久保 尚登	執行役員	エネルギー部門長
野田 俊介	執行役員	CSO
新宮 達史	執行役員	情報・金融カンパニー プレジデント
水谷 秀文	執行役員	東アジア総代表補佐(華東担当) (兼)上海伊藤忠商事有限公司総経理 (兼)上海伊藤忠商事有限公司 南京分公司総経理
田中 慎二郎	執行役員	伊藤忠インターナショナル会社 住生活部門長
三浦 省司	執行役員	繊維経営企画部長
森田 考則	執行役員	自動車・建機・産機部門長代行
大谷 俊一	執行役員	アフリカ総支配人 (兼)ヨハネスブルグ支店長 (兼)伊藤忠ナイジェリア会社社長
田中 正哉	執行役員	化学品部門長
瀬戸 憲治	執行役員	金属資源部門長 (兼)鉄鉱石・製鉄資源部長

(注)茅野みつるの戸籍上の氏名は、池みつるです。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分		人員	報酬等の総額	内訳			
				月例報酬	賞与	特別賞与	株式報酬
取締役	取締役(社内)	5名	1,386	456	687	166	76
	社外取締役	4名	45	45	—	—	—
	合計	9名	1,431	501	687	166	76
監査役	監査役(社内)	2名	78	78	—	—	—
	社外監査役	4名	36	36	—	—	—
	合計	6名	115	115	—	—	—

(百万円未満四捨五入)

(注1) 取締役の報酬限度額 月例報酬総額として年額12億円(うち、社外取締役分は年額50百万円)
上記報酬額とは別枠で取締役(社外取締役を除く)に対する賞与総額として年額10億円
(いずれも平成23年6月24日 株主総会決議)

(注2) 監査役の報酬限度額 月額13百万円(平成17年6月29日 株主総会決議)

(注3) 当社は、平成29年度における当社株主に帰属する当期純利益(連結)が通期見通しの4,000億円を上回る4,003億円となり、史上最高益を更新したことを受け、特別賞与を支給することを決定しました。これは、ガバナンス・報酬委員会の審議を経たうえでの平成30年2月2日開催の取締役会決議に基づくものです。特別賞与は、取締役賞与と合わせた金額が(注1)の賞与限度額(年額10億円)を超えない範囲で支給されます。なお、当社の報酬体系の概要は、19ページ(取締役及び監査役に対する報酬制度の概要)をご参照ください。

(注4) 当社は、平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)の導入を決議しております。表の株式報酬の総額は、役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	藤崎一郎	新日鐵住金(株)	社外取締役
	村木厚子	SOMPOホールディングス(株)	社外監査役
	望月晴文	(株)日立製作所	社外取締役
東京中小企業投資育成(株)		代表取締役社長	
社外監査役	間島進吾	ウイン・パートナーズ(株)	社外取締役
		弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
	瓜生健太郎	U&Iアドバイザーサービス(株)	代表取締役
		協和発酵キリン(株)	社外取締役
	大野恒太郎	イオン(株)	社外取締役
(株)小松製作所		社外監査役	

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	藤 崎 一 郎	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に外交官としての長年にわたる経験を通して培った国際情勢・経済・文化等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	川 北 力	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に財務省（及び旧大蔵省）及び国税庁における長年の経験を通して培った財政・金融・税務等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	村 木 厚 子	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に厚生労働省（及び旧労働省）における長年の経験を通して培った働く環境の整備、人材の育成、社会保障等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	望 月 晴 文	就任後開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に経済産業省（及び旧通商産業省）における行政官としての豊富な経験と高い見識に加え、当社社外監査役としての経験並びに兼職先における企業経営者としての経験に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
社外監査役	間 島 進 吾	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び長年の大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	瓜 生 健 太 郎	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、幅広い企業法務の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	大 野 恒 太 郎	就任後開催の取締役会11回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に法務省及び検察庁における長年の経験を通して培った高い見識と法制度や運用に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。

(注) 当社は、前事業年度までに行われた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年1月及び同年2月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。各社外取締役及び各社外監査役は、平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、当社及びグループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な提言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 …………… 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務(監査または証明業務)についての報酬等の額 | 615百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 1,695百万円 |
- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び国際会計基準(IFRS)に基づく英文財務諸表に係る監査の報酬を含めております。
- (注2) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っており、それらは上記②の報酬等の合計額に含めております。
- (注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (注4) 「1. 当社グループの現況に関する事項 (4) 重要な企業結合の状況 ①重要な子会社及び関連会社の状況」に記載されている重要な子会社及び関連会社のうち、(株)ヤナセ及び(株)オリエンコーポレーションは新日本有限責任監査法人、海外の子会社及び関連会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり整備しております。以下、平成18年4月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。(平成28年5月6日付で一部改訂を行っております。)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンス	<ol style="list-style-type: none">1 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。2 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。3 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。4 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
コンプライアンス	<ol style="list-style-type: none">1 取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。2 コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。
財務報告の 適正性確保のための体制整備	<ol style="list-style-type: none">1 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO (Chief Financial Officer) を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。2 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
内部監査	社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の方法及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

HMC及び各種社内委員会	社長補佐機関としてHMC (Headquarters Management Committee) 及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。
ディビジョンカンパニー制	ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。
職務権限・責任の明確化	適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理・報告体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。 2 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。 3 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場/非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	子会社の事業内容・規模、上場/非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。 2 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。 3 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

重要会議への出席	監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
報告体制	<ol style="list-style-type: none">1 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。2 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑧ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

報告体制	<ol style="list-style-type: none">1 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。2 コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。
------	--

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査部の監査役との連携	監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
外部専門家の起用	監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2)内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定め、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っています。内部統制委員会は、CSOを委員長、事務局を業務部とし、CAO・CIO、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況を確認しています。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年1回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況について最終的な通期評価を行っています。

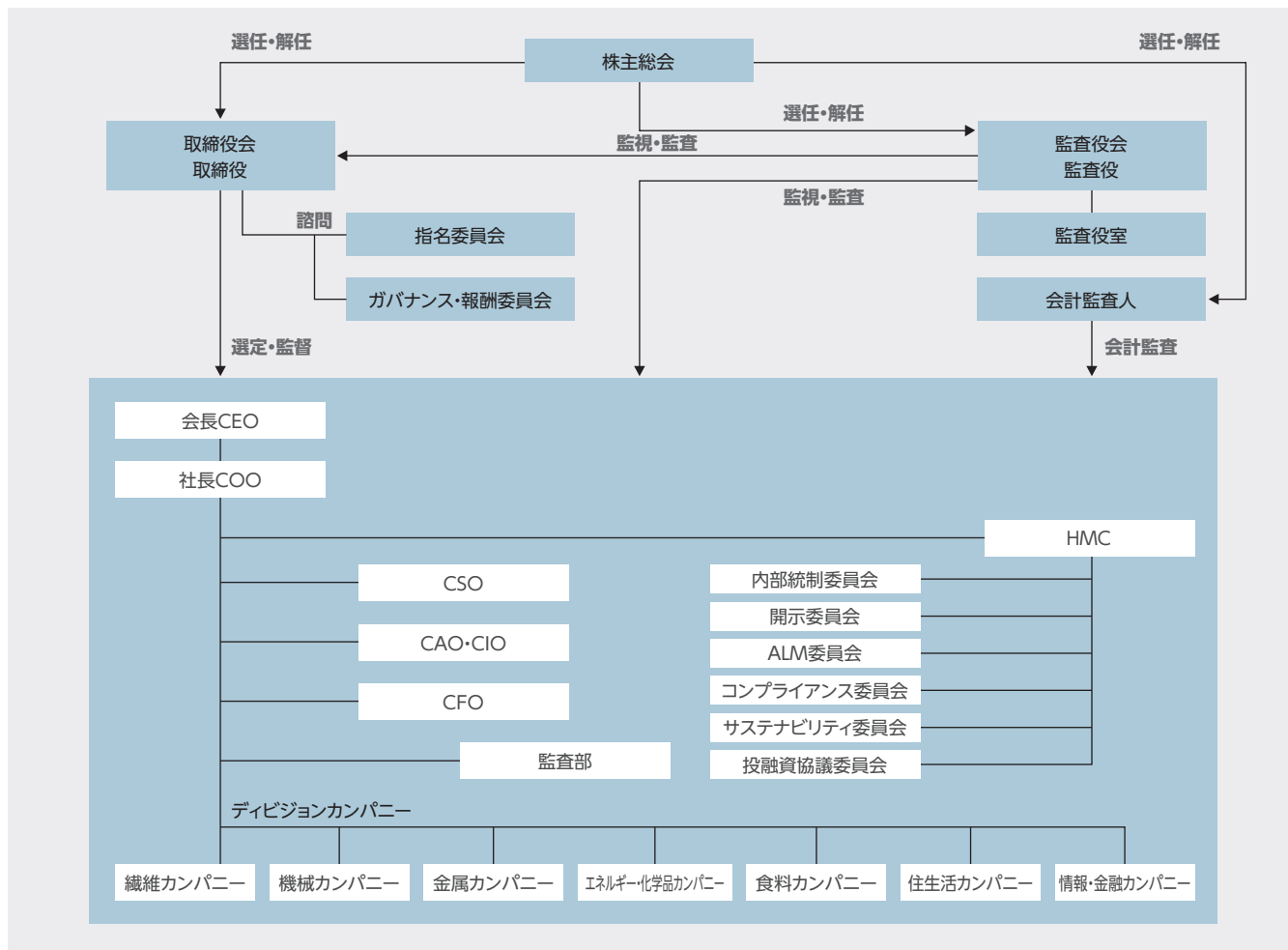
内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（平成29年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM（Asset Liability Management）委員会が10回となっております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されております。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は平成30年5月2日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成29年度における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

(平成30年4月1日現在)



(注1) **CEO** = Chief Executive Officer **COO** = Chief Operating Officer **CSO** = Chief Strategy Officer
CAO・CIO = Chief Administrative & Information Officer **CFO** = Chief Financial Officer
HMC = Headquarters Management Committee **ALM** = Asset Liability Management

(注2) コンプライアンス統括役員はCAO・CIO。また各ディビジョンカンパニーにはカンパニープレジデントを設置。

(注3) 内部統制システムは社内あらゆる階層に組込まれており、そのすべてを表記することはできませんので、主要な組織及び委員会のみ記載しております。

連結財政状態計算書

(百万円未満四捨五入)

科目	第94期 (平成30年3月31日現在)	第93期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	432,140	605,589
定期預金	26,915	8,381
営業債権	2,183,349	1,949,049
営業債権以外の短期債権	84,146	74,322
その他の短期金融資産	34,329	28,999
棚卸資産	870,352	775,396
前渡金	179,760	161,855
その他の流動資産	112,370	97,224
流動資産合計	3,923,361	3,700,815
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	1,844,871	1,626,583
その他の投資	816,510	793,589
長期債権	617,719	656,774
投資・債権以外の長期金融資産	82,379	118,511
有形固定資産	813,294	680,375
投資不動産	19,134	26,605
のれん及び無形資産	362,571	369,378
繰延税金資産	62,259	54,660
その他の非流動資産	121,839	94,742
非流動資産合計	4,740,576	4,421,217
資産合計	8,663,937	8,122,032

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

(単位:百万円)

科目	第94期 (平成30年3月31日現在)	第93期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
負債及び資本の部		
流動負債		
社債及び借入金(短期)	526,867	563,033
営業債務	1,825,859	1,588,783
営業債務以外の短期債務	79,200	53,494
その他の短期金融負債	26,791	15,729
未払法人所得税	53,241	40,660
前受金	157,167	149,921
その他の流動負債	319,777	288,785
流動負債合計	2,988,902	2,700,405
非流動負債		
社債及び借入金(長期)	2,252,606	2,381,620
その他の長期金融負債	114,627	108,333
退職給付に係る負債	97,955	59,614
繰延税金負債	129,579	123,374
その他の非流動負債	95,917	85,875
非流動負債合計	2,690,684	2,758,816
負債合計	5,679,586	5,459,221
資本		
資本金	253,448	253,448
資本剰余金	160,271	162,038
利益剰余金	2,324,766	2,020,018
その他の資本の構成要素		
為替換算調整額	136,729	137,085
F V T O C I 金融資産	△61,484	△50,353
キャッシュ・フロー・ヘッジ	5,961	1,997
その他の資本の構成要素合計	81,206	88,729
自己株式	△150,208	△122,340
株主資本合計	2,669,483	2,401,893
非支配持分	314,868	260,918
資本合計	2,984,351	2,662,811
負債及び資本合計	8,663,937	8,122,032

連結包括利益計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・費用・控除)

科目	第94期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	第93期(ご参考) (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
収益		
商品販売等に係る収益	4,719,460	4,115,568
役務提供及びロイヤルティ取引に係る収益	790,599	722,896
収益合計	5,510,059	4,838,464
原価		
商品販売等に係る原価	△3,706,873	△3,209,289
役務提供及びロイヤルティ取引に係る原価	△592,746	△535,713
原価合計	△4,299,619	△3,745,002
売上総利益	1,210,440	1,093,462
その他の収益及び費用：		
販売費及び一般管理費	△890,276	△801,837
貸倒損失	△3,231	△3,226
有価証券損益	7,080	32,144
固定資産に係る損益	△29,629	△16,696
その他の損益	△280	△5,425
その他の収益及び費用合計	△916,336	△795,040
金融収益及び金融費用：		
受取利息	34,702	26,625
受取配当金	34,273	19,901
支払利息	△41,449	△30,251
金融収益及び金融費用合計	27,526	16,275
持分法による投資損益	216,228	185,158
税引前利益	537,858	499,855
法人所得税費用	△106,138	△125,262
当期純利益：	431,720	374,593
当社株主に帰属する当期純利益	400,333	352,221
非支配持分に帰属する当期純利益	31,387	22,372
その他の包括利益(税効果控除後)		
純損益に振替えられることのない項目：		
F V T O C I 金融資産	△23,100	263
確定給付再測定額	3,252	6,017
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	1,333	△4,115
純損益に振替えられる可能性のある項目：		
為替換算調整額	△38,452	△11,789
キャッシュ・フロー・ヘッジ	495	5,674
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	40,354	△47,278
その他の包括利益(税効果控除後)合計	△16,118	△51,228
当期包括利益：	415,602	323,365
当社株主に帰属する当期包括利益	390,022	303,063
非支配持分に帰属する当期包括利益	25,580	20,302

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。

連結持分変動計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・減少・控除)

科目	第94期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	第93期(ご参考) (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
資本金：		
期首残高	253,448	253,448
期末残高	253,448	253,448
資本剰余金：		
期首残高	162,038	156,688
子会社持分の追加取得及び一部売却による増減等	△1,767	5,350
期末残高	160,271	162,038
利益剰余金：		
期首残高	2,020,018	1,748,375
当社株主に帰属する当期純利益	400,333	352,221
その他の資本の構成要素からの振替	△2,740	2,459
当社株主への支払配当金	△92,845	△83,037
期末残高	2,324,766	2,020,018
その他の資本の構成要素：		
期首残高	88,729	140,750
当社株主に帰属するその他の包括利益	△10,311	△49,158
利益剰余金への振替	2,740	△2,459
子会社持分の追加取得及び一部売却による増減	48	△404
期末残高	81,206	88,729
自己株式：		
期首残高	△122,340	△105,584
自己株式の取得及び処分	△27,868	△16,756
期末残高	△150,208	△122,340
株主資本合計	2,669,483	2,401,893
非支配持分：		
期首残高	260,918	258,378
非支配持分に帰属する当期純利益	31,387	22,372
非支配持分に帰属するその他の包括利益	△5,807	△2,070
非支配持分への支払配当金	△10,732	△9,726
子会社持分の取得及び一部売却による増減等	39,102	△8,036
期末残高	314,868	260,918
資本合計	2,984,351	2,662,811

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

貸借対照表

(百万円未満四捨五入)

科目	第94期 (平成30年3月31日現在)	第93期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	1,335,178	1,457,944
現金及び預金	133,667	303,395
受取手形	38,316	32,396
売掛金	639,642	600,942
商品	204,248	181,819
前払費用	5,516	5,111
繰延税金資産	5,634	5,037
短期貸付金	299	590
関係会社短期貸付金	196,570	222,022
その他	111,853	106,913
貸倒引当金	△567	△281
固定資産	1,829,383	1,759,151
有形固定資産	32,149	48,238
建物及び構築物	1,189	15,966
土地	28,348	28,889
その他	2,612	3,383
無形固定資産	23,844	20,013
ソフトウェア	15,264	10,814
その他	8,580	9,199
投資その他の資産	1,773,390	1,690,900
投資有価証券	201,055	215,221
関係会社株式	1,347,400	1,297,778
その他の関係会社有価証券	27,169	22,360
出資金	35,039	29,526
関係会社出資金	66,434	67,843
長期貸付金	272	3,361
関係会社長期貸付金	49,076	38,526
破産更生債権等	19,667	24,629
前払年金費用	—	5,573
繰延税金資産	21,110	—
その他	28,651	18,400
貸倒引当金	△18,746	△26,972
投資損失引当金	△3,737	△5,345
資産合計	3,164,561	3,217,095

(単位：百万円)

科目	第94期 (平成30年3月31日現在)	第93期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	1,085,408	1,158,752
支払手形	131,183	146,357
買掛金	429,880	384,300
短期借入金	116,379	243,198
1年内償還予定の社債	50,000	70,000
未払金	22,315	19,928
未払費用	74,373	68,129
未払法人税等	4,200	3,322
前受金	12,135	13,622
預り金	230,405	198,425
前受収益	7,009	6,057
その他	7,529	5,414
固定負債	1,105,051	1,082,617
社債	276,699	316,219
長期借入金	720,051	668,022
繰延税金負債	—	15,960
退職給付引当金	683	378
株式給付引当金	1,783	540
役員退職慰労引当金	31	31
債務保証等損失引当金	26,879	16,431
その他	78,925	65,036
負債合計	2,190,459	2,241,369
純資産の部		
株主資本	913,688	925,138
資本金	253,448	253,448
資本剰余金	62,602	62,602
資本準備金	62,600	62,600
その他資本剰余金	2	2
利益剰余金	746,832	730,414
利益準備金	36,323	36,323
その他利益剰余金	—	—
繰越利益剰余金	710,509	694,091
自己株式	△149,194	△121,326
評価・換算差額等	60,414	50,588
その他有価証券評価差額金	49,486	35,223
繰延ヘッジ損益	10,928	15,365
純資産合計	974,102	975,726
負債純資産合計	3,164,561	3,217,095

損益計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

科目	第94期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	第93期(ご参考) (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
売上高	4,795,741	4,470,329
売上原価	4,657,517	4,331,191
売上総利益	138,224	139,138
販売費及び一般管理費	130,531	122,883
営業利益	7,693	16,255
受取利息	5,779	5,214
受取配当金	205,164	164,635
その他	14,505	20,638
営業外収益	225,448	190,487
支払利息	6,763	5,056
その他	14,497	16,793
営業外費用	21,260	21,849
経常利益	211,881	184,893
固定資産売却益	62	660
投資有価証券等売却益	3,031	15,631
特別利益	3,093	16,291
固定資産売却損	17	26
関係会社等事業損失	82,306	41,392
投資有価証券等売却損	88	2,127
投資有価証券等評価損	39,667	2,199
減損損失	16,355	1,043
特別損失	138,433	46,787
税引前当期純利益	76,541	154,397
法人税、住民税及び事業税	9,283	6,587
法人税等調整額	△42,005	11,137
当期純利益	109,263	136,673

株主資本等変動計算書

(第94期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式 株 主 資 本 計 合	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		評 価 ・ 換 算 差 額
	資 本 金	資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合						
当 期 首 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	694,091	730,414	△121,326	925,138	35,223	15,365	50,588	975,726	
当 期 変 動 額														
剰 余 金 の 配 当						△92,845	△92,845		△92,845				△92,845	
当 期 純 利 益						109,263	109,263		109,263				109,263	
自 己 株 式 の 取 得								△27,895	△27,895				△27,895	
自 己 株 式 の 処 分			0	0				27	27				27	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										14,263	△4,437	9,826	9,826	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	16,418	16,418	△27,868	△11,450	14,263	△4,437	9,826	△1,624	
当 期 末 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	710,509	746,832	△149,194	913,688	49,486	10,928	60,414	974,102	

(第93期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(ご参考))

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式 株 主 資 本 計 合	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		評 価 ・ 換 算 差 額
	資 本 金	資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合						
当 期 首 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	640,455	676,778	△104,570	888,258	38,239	628	38,867	927,125	
当 期 変 動 額														
剰 余 金 の 配 当						△83,037	△83,037		△83,037				△83,037	
当 期 純 利 益						136,673	136,673		136,673				136,673	
自 己 株 式 の 取 得								△16,773	△16,773				△16,773	
自 己 株 式 の 処 分			0	0				17	17				17	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										△3,016	14,737	11,721	11,721	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	53,636	53,636	△16,756	36,880	△3,016	14,737	11,721	48,601	
当 期 末 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	694,091	730,414	△121,326	925,138	35,223	15,365	50,588	975,726	

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保 孝一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 博之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中安 正 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 孝一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中安 正 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築、運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、平成30年1月及び同年2月に公正取引委員会から排除措置命令を受けた件に関しては、事業報告に記載の通り、当社のみならず当社グループ会社において、再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

伊藤忠商事株式会社 監査役会

常勤監査役	赤松良夫	㊟
常勤監査役	山口潔	㊟
社外監査役	間島進吾	㊟
社外監査役	瓜生健太郎	㊟
社外監査役	大野恒太郎	㊟

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

Ruled lines for writing a memo.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
期末配当金支払 株主確定日	3月31日
中間配当金支払 株主確定日	9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 *公告掲載の当社ホームページアドレス https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/announcement/
株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 (郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	フリーダイヤル 0120-782-031 (平日 午前9時～午後5時)

上場金融 商品取引所	東京
単元株式数	100株
証券コード	8001

株式事務に関するご案内

住所変更、名義変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法の指定、相続に伴うお手続き等

<お問い合わせ先>

証券会社の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等へ

特別口座に記録された株式
三井住友信託銀行証券代行部へ
フリーダイヤル **0120-782-031**
(受付時間：平日 午前9時～午後5時)



スマート招集サービスのご案内

当社は、株主の皆様との更なるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォン・タブレット・パソコンからでも招集ご通知の閲覧や議決権行使にアプローチができる「スマート招集」を導入しております。

下記のURLよりアクセスいただき
ご参照ください。



<http://p.sokai.jp/8001/>



企業理念

**Committed
to the
Global Good**

豊かさを担う責任

株主総会 会場ご案内図

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



会場

大阪市中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
2階宴会場「鳳凰」

TEL:06-6941-1111 (代表)

交通のご案内

- JR大阪環状線
「大阪城公園駅」下車 徒歩約5分
- 地下鉄長堀鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク駅」下車 徒歩約3分
- JR東西線・JR大阪環状線
「京橋駅」下車 徒歩約12分
- 京阪本線
「京橋駅」下車 徒歩約15分

- 大阪城公園駅から
- 大阪ビジネスパーク駅から
- 京橋駅から

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が
予想されますので、お車でのご来場はご遠
慮願います。



伊藤忠商事株式会社



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。